

平成29年第5回教育委員会議事録

平成29年3月17日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年3月17日（金）午後2時00分～午後3時43分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音

委 員 伊 井 希 志 子 委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長

生涯学習スポーツ 齋 木 雅 之 中 央 図 書 館 長 森 仁 司
担 当 部 長

庶 務 課 長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 藤 江 敏 郎
企 画 課 長

特 別 支 援 伴 裕 和 学 校 支 援 課 長 朝 比 奈 愛 郎
教 育 課 長

生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 スポーツ振興課長 阿 出 川 潔

済美教育センター 白 石 高 士 済美教育センター
所 長 統 括 指 導 主 事 大 島 晃

済美教育センター 手 塚 成 隆 済美教育センター
統 括 指 導 主 事 就 学 前 教 育 担 当 課 長 佐 藤 正 明

中央図書館次長 岡 本 幸 子 副 参 事 塩 畑 ま ど か
子 ども の 居 場 所 づ くり 担 当

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第16号 区長の権限に属する事務の委任解除について
- 議案第17号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則
- 議案第19号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則
- 議案第20号 都立和田堀公園野球場管理等に関する規則を廃止する規則
- 議案第21号 杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則を廃止する規則
- 議案第22号 杉並区体育施設駐車場の管理運営に関する規則を廃止する規則
- 議案第23号 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 議案第35号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第37号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第38号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第39号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第40号 杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について
- 議案第41号 「杉並区教育ビジョン2012推進計画（平成29～31年度）」案について
- 議案第42号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の再指定について
- 議案第43号 教育財産の用途廃止について

（報告事項）

- （1） 学校運営協議会委員の任命について
- （2） 平成28年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について
- （3） 高円寺地域における小中一貫教育校の新校名及び小中学校名について
- （4） 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- （5） 平成29年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について
- （6） （仮称）就学前教育支援センターの基本設計と今後の取組について

目次

議案

議案第16号	区長の権限に属する事務の委任解除について	6
議案第17号	杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則	42
議案第18号	杉並区スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則	7
議案第19号	杉並区体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則	7
議案第20号	都立和田堀公園野球場管理等に関する規則を廃止する規則	7
議案第21号	杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則を廃止する規則	7
議案第22号	杉並区体育施設駐車場の管理運営に関する規則を廃止する規則	7
議案第23号	杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第24号	杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第25号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	9
議案第26号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	9
議案第27号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	9
議案第28号	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	9
議案第29号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	11
議案第30号	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第31号	杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則	13

議案第32号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	14
議案第33号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	14
議案第34号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第35号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第36号	杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	16
議案第37号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	17
議案第38号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正	18
議案第39号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正	19
議案第40号	杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について	19
議案第41号	「杉並区教育ビジョン2012推進計画（平成29～31年度）」案について	20
議案第42号	地域運営学校（コミュニティ・スクール）の再指定について	30
議案第43号	教育財産の用途廃止について	32

報告事項

1 報告事項

(1)	学校運営協議会委員の任命について	33
(2)	平成28年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について	35
(3)	高円寺地域における小中一貫教育校の新校名及び小中学校名について	36
(4)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	37
(5)	平成29年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について	38
(6)	(仮称) 就学前教育支援センターの基本設計と今後の取組について	38

教育長 ただいまから、平成29年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は久保田委員がご欠席ですが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案28件、報告事項6件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

なお、議案第17号につきましては、区長からの協議案件であり、区的意思形成過程上のものとなっております。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第17号の審議は非公開とし、他の議案の審議と報告事項の聴取が終了した後に審議することといたします。

それでは、まず、他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第16号「区長の権限に属する事務の委任解除について」を上程いたします。

それではご説明いたします。議案を2枚おめくりください。和田堀公園野球場の管理につきましては、地方自治法180条の2の規定に基づき、教育委員会が区長から委任を受け、スポーツ振興課がその事務を行っているところでございます。

この度、杉並区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴いまして、スポーツに関する事務を区長が管理し、及び執行するに当たり、スポーツ振興課が区長の事務部局に移管されることとなったことから、教育委員会への委任の必要がなくなったため、委任解除について区長から協議があったものでございます。

1枚お戻りいただきまして、議案の本文をご覧ください。先ほどご説明いたしました区長からの協議に記載の、和田堀公園野球場の管理、事務について、平成29年3月31日をもって委任解除することに同意するものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第16号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第16号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、スポーツに関する事務を区長が管理し、及び執行することに伴う規定の整備として関連がございますので、日程第3、議案第18号「杉並区スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則」、日程第4、議案第19号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則」、日程第5、議案第20号「都立和田堀公園野球場の管理等に関する規則を廃止する規則」、日程第6、議案第21号「杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則を廃止する規則」、日程第7、議案第22号「杉並区体育施設駐車場の管理運営に関する規則を廃止する規則」、日程第8、議案第23号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第24号「杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則」、以上7議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明いたします。初めに、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の5本の規則につきましてご説明いたします。

杉並区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が公布されまして、本年4月1日からスポーツに関する事務を区長が管理し、及び執行することとなりました。このことに伴いまして、これらの規則を廃止するものでございます。

次に、議案第23号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。議案を1枚おめくりください。温水プールの使用券、いわゆるプリペイドカードの様式におきまして、発行者名を杉並区教育委員会から杉並区に改めるほか、必要な規定の整備を図るものでございます。

最後に、議案第24号「杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。インターネット等を利用した施設の使用の申請等ができる仕組みでございます「さざんかねっと」におきまして、教育委員会では社会教育センター、体育施設、杉並第十小学校温水プールを対象施設としているところでございます。スポーツに関する事業を区長が管理し、及び執行することに伴いまして、教育委員会におけるさざんかねっとの対象施設から体育施設を削るほか、必要な規定の整備を図るものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても平成29年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。議案第18号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第18号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に、議案第19号につきまして原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第19号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に、議案第20号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第20号につきましては原案のとおり可決いたします。

次に、議案第21号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第21号につきましては原案のとおり可決いたします。

次に、議案第22号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第22号につきましては原案のとおり可決いたします。

次に、議案第23号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第23号につきましては原案のとおり可決いたします。

次に、議案第24号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第24号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、教育委員会事務局の組織機構改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第10、議案第25号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第26号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第27号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第13、議案第28号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、以上4議案を一括して上程いたします。

それでは、説明いたします。初めに議案第25号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

主な改正内容でございますが、スポーツに関する事務を区長が管理し、及び執行することに伴いまして、スポーツ振興課及びオリンピック・パラリンピック教育事業推進担当課長を廃止し、生涯学習・スポーツ担当部長を生涯学習担当部長に改めるほか、スポーツに係る区長の事務部局との連絡調整のため学校支援課に事業調整担当係長を設けるものでございます。

また、学習指導要領の改訂等の様々な課題への対応を図るため、教育人事企画課及び済美教育センターが所掌する事務を担当する教育企画担当部長を設けるものでございます。

次に、議案第26号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました、新旧対照表をご覧ください。管理係及び教育指導係の分掌事務を改めるほか、済美教育センターが所掌する事務を教育企画担当部長が担当することに伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

引き続きまして、議案第27号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

教育委員会事務局の組織機構改正に伴いまして、担当部長印の新設、スポーツ振興課長印の廃止等を行ってございます。

最後に、議案第28号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

教育委員会事務局の組織機構改正により、教育企画担当部長が設けられること等に伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、平成29年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。議案第25号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第25号につきましては原案のとおり可決いたします。

次に、議案第26号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第26号につきましては原案のとおり可決いたします。

次に、議案第27号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第27号につきましては原案のとおり可決いたします。

次に、議案第28号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第28号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第14、議案第29号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

こちらにつきましては、議案の最後に添付いたしました参考資料をご覧ください。昨年の特別区人事委員会の給与勧告を踏まえまして、別表2で定める、理学療法訓練担当の指導員等の報酬の額を下線のとおり改めるものでございます。

また、スポーツに関する事務を区長が管理し、及び執行することに伴いまして、別表1及び別表2に規定するスポーツ推進委員を削るほか、必要な規定の整備を図るものでございます。

附則でございしますが、施行期日を平成29年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第29号につきましては原

案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第29号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第15、議案第30号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたしますので、議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

大量退職、大量採用の影響により、経験の浅い教員が増加する中、教育課程、授業方法の改革への対応を図るため、教育公務員特例法等の一部が改正されたところでございます。

この法改正によりまして、第2条第1項第10号に規定する研修の名称が、10年経験者研修から中堅教諭等資質向上研修に改められたこと等から規定の整備を図るものでございます。

次に、1枚おめくりください。新旧対照表の2ページ、下から3行目以降となります。

本年4月1日から、スポーツに関する事務を区長が管理し、及び執行することとなります。杉並第十小学校温水プールにつきましては、体育施設と同様にスポーツ振興課においてその事務を行っているところでございます。能率的事務処理等の観点から、4月1日以降も区長の事務局となるスポーツ振興課の職員に当該温水プールの管理に関する事務を補助執行させるために区長に協議したところ、その同意が得られたことから、この規則に規定するものでございます。

このほかの規定におきましては、県費負担教職員等の介護時間等の承認を教育長に委任することを定めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、介護休暇の承認権限の委任につきましては公布の日から、その他の規定につきましては、平成29年4月1日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたし

ます。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第30号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第30号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第16、議案第31号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたしますので、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。区の施設の使用料の見直しにおきまして、利用者負担の急激な増加を軽減するために、平成27年1月から段階的に引き上げてきたところでございます。この経過措置が本年3月で終了することに伴いまして、引用する条例の規定を削るものでございます。

附則でございしますが、施行期日を平成29年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 これは要するに、附則がなくなって本則のみという形になるということですね。

庶務課長 そうです。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第31号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第31号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、職員の深夜勤務の制限等に関する規定の整備として関連がありますので、日程第17、議案第32号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第18、議案第33号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上2議案を一括して上程いたします。

それではご説明いたします。初めに、議案第32号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正によりまして、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る子の範囲の拡大、職員が要介護者を介護するために1日の勤務時間の一部について、勤務しない介護時間の承認等の措置が講じられたところでございます。

また、区では、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最小限の期間と定められていた病気休暇について、取得日数の上限等を明記することといたしました。これらのことに伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

主な改正の内容でございますが、議案の後ろから6枚目となります。新旧対照表の1ページをご覧ください。第8条の規定におきまして、規則で定めることとされております、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る子を親権者の意に反するため養子縁組里親として児童を委託することができない養育里親に委託されている児童とする等を定めるものでございます。

次に、新旧対照表の5ページをご覧ください。第16条の規定におきまして、病気休暇の期間は連続して90日を超えることができないものとし、同一の負傷又は傷病に係る病気休暇を1年以内を取得している場合は、当該病気休暇を取得しようとする病気休暇の期間は連続しているものとみなすものでございます。

次に、新旧対照表の11ページをご覧ください。第30条の2の規定におきまして、介護時間は要介護者が介護を必要とする状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で30分単位で承認することを定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日とし、病気に係る規定につきましては、平成30年4月1日としてございます。

次に、議案第33号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましても、病気休暇に係る規定を除きまして、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 これも膨大な資料がついているけれども、育児時間を取得する子の対象が広げられたこと、それから、介護に要する時間をこれまでよりも細分して取得することが可能になったということですね。

庶務課長 そのとおりでございます。

教育長 時宜を得た改正ということになろうかと思えます。

それでは、議案ごとに採決を行います。議案第32号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第32号につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第33号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第33号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、勤勉手当の支給割合に関する規定の整備として、関連がありますので日程第19、議案第34号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第20、議案第35号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明いたします。初めに、議案第34号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

昨年10月に、特別区人事委員会は公民較差を解消するため、勤勉手当の年間の支給月数を0.1月引き上げる旨の勧告を行いました。そこで、昨年12月に給与条例の一部を改正し、支給月数を0.1月引き上げ、29年度につきましては6月と12月に支給する勤勉手当に0.05月ずつ振り分けるこ

といたしました。

給与条例におきましては、勤勉手当の具体的な支給割合は規則で定めることとしていることから、給与条例と同様に勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

このほか、前の勤務時間規則の議案でご説明いたしました介護時間につきまして、勤勉手当の算定における取扱いを定めるものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成29年4月1日としてございます。

議案第35号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。議案第34号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第34号につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第35号につきましては、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第35号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第21、議案第36号「杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。議案を1枚おめくりください。

東京都教育委員会におきましては、学校が抱える課題が一層複雑化、多様化したことに伴い、副校長の役割が変化していることから、その職責等の変化を踏まえまして県費負担教職員の管理職手当の支給額を見直すことといたしました。このことに伴いまして、区費教員におきましても同様の改正を行うものでございます。

再任用以外の副校長につきましては8万700円、再任用の副校長につきましては5万9,200円に、それぞれ支給額を引き上げるものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成29年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第36号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第36号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第22、議案第37号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

人事交流により引き続き職員となった者の号給決定を定める規定につきまして、国家公務員として在職していた期間についても、区に在職していたものとみなして適用できるようにするために、規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、人事交流を人事交流等に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

教育長 これは、「等」は何を想定しているのですか。

庶務課長 交流ではなくて、退職してまた戻ってくると。

教育長 はい、わかりました。

庶務課長 では、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第37号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第37号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第23、議案第38号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」を上程いたします。

それでは、ご説明いたしますので、議案を1枚おめくりください。教育委員会の所掌に係る事務の決裁区分の明確化を図るため、規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、新たに設けられました介護時間の承認の決裁区分を定めるものでございます。また、杉並区事案決定基準の改正にあわせまして、3の2の項におきまして非常勤職員の任免等の決裁区分を、裏面の3の3の項におきましては臨時職員の雇用等の決裁区分を、右側のページ19の2の項におきましてはプロポーザル方式により公の施設の指定管理者等の候補者を選定する場合の選定委員会の設置等の選定区分をそれぞれ定めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第38号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第38号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第24、議案第39号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」を上程いたします。

それでは、ご説明いたしますので、議案を3枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

法律の一部改正により、任命権者に対して妊娠、出産、育児又は介護に関して、いわゆるハラスメントの禁止が義務付けられたところでございます。

このことから、学校職員に対しましても、妊婦等に関してのハラスメントの禁止を定めるほか、事務引継の手續を改めるものでございます。

また、職員証をクレジットカードと同じ大きさにする改正を行ってございます。

最後に、施行期日でございますが、平成29年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第39号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第39号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第25、議案第40号「杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について」を上程いたします。

先ほど、議案第29号でご説明いたしましたのと同様に、昨年の特別区人事委員会の給与勧告を踏まえまして、平成29年4月1日付で、教育委員会の嘱託員等の報酬額を定めるものでございます。

なお、議案の最後に添付いたしました参考資料においては、平成28年度の報酬額もあわせて記載いたしましたので、ご参考にしていただければと存じます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第40号につきましては、

原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第40号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第26、議案第41号「杉並区教育ビジョン2012推進計画（平成29～31年度）案について」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

まず、計画の考え方ですが、教育委員会ではビジョンの目標、実現に向け、その行動計画である「杉並区教育ビジョン2012推進計画」を策定しております。

この度、オリンピック・パラリンピック教育や新学習指導要領の対応といった新たな課題への取組のほか、昨年11月に改定された区の実行計画等との整合性を図るなど、時代の変化を踏まえて本計画を改定することといたします。

次に、今回の改定に当たりまして、法に基づく点検・評価の際の学識経験者の指摘や、上位計画の改定等を踏まえまして、指標の見直し、計画内容の見直し、そして第2章計画の目標と方針の見直しと、大きく3点について見直しを行いました。

それでは、お手元の冊子の改定案をご覧ください。まず、3ページの第2章をご覧ください。第2章につきましては、各目標との基本的な考え方、これまでの主な取組、今後の主な取組、そして計画の指標という4つの柱立てにより構成してございます。

それでは、それぞれの目標の主な取組についてご説明させていただきますので、まずは17ページをご覧ください。7つの目標と、その取組項目の内容の一覧となっております。

続いて、右側の18ページとなります。目標Ⅰにおきましては、小中一貫教育を中心に、就学前教育や学力、体力の向上の支援に取り組むとともに、新学習指導要領等、オリンピック・パラリンピック教育の推進など、新たな課題に対応してまいります。

特に、新学習指導要領等の対応においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の推進、小学校外国語教育の充実などに対応するため、教育課題の研究や教員研修を実施してまいります。

次に、24ページからとなりますが、目標のⅡをご覧ください。学校の

経営力、教育力を高めるため、26ページに記載しておりますが、新しい取組として昨年度から配置している副校長校務支援、また、29年度からは学校法律相談を実施してまいります。教職員を核としながらも、外部人材の専門性を活用しながら学校を支える体制を一層充実してまいります。

続きまして、27ページからになります。目標Ⅲをご覧ください。個に応じた学び、成長をきめ細かく支えるため、特別支援教育の充実や、教育相談体制の整備、また、いじめ・不登校の対策の推進や健康教育、食育の推進に取り組んでまいります。

特別支援教室につきましては、31年度までに小中学校全校に設置するほか、知的障害固定学級の計画的な整備を進めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーを増員し、個々の相談を充実してまいります。

続いて、31ページからになります。目標Ⅳをご覧ください。家庭・地域・学校が協働し、ともに支える教育を進めるため、新しい学校づくりの推進に引き続き取り組むほか、地域と連携・協働する学校づくりを一層充実してまいります。

高円寺地域の新しい学校づくりにおきましては、目標Ⅰの取組に掲げております杉並和泉学園の検証を踏まえ、子どもたちに望ましい教育環境を提供してまいります。

次に、33ページからとなります。目標Ⅴとなります。学校教育環境の整備・充実を図るため、計画的に小中学校の改築を進めるほか、学校ICT環境を整備・充実し、子どもたちの学びの可能性を広げてまいります。

また、通学路安全対策の推進として、平成26年度から計画的に設置している通学路防犯カメラが、平成29年度までに小学校全校に設置されるほか、地域の方々の協力を得て作成している学校安全マップの作成・活用にも引き続き取り組む、また、通学路の安全点検を実施してまいります。

続きまして、36ページからとなります。目標Ⅵとなります。生涯学習を推進するため、学びを支える学習機会、図書館サービスを充実してまいります。また、老朽化した図書館の改修・改築等を計画的に進めてまいります。

また、すぎなみ大人塾や区民企画講座を開催するほか、図書館の行政資料のデジタルアーカイブ化等を進めてまいります。

中央図書館の改修、永福図書館の改築・複合化などにも取り組んでま

いる考えでございます。

最後、40ページからとなりますが、目標Ⅶでございます。気軽に運動を楽しみ、生涯にわたる仲間づくり、健康づくりを進めるため、スポーツを推進する環境づくり、体育施設の整備に取り組んでまいります。

オリンピック・パラリンピック事業を推進するため、幅広い区民の意見を聞きながら、体育施設等におきまして多様なイベント等を開催するなど、大会の理解促進・気運醸成にも努めてまいります。

最後になりますが、本改定案につきましての計画期間は、平成29年度から31年度までとし、また、今後の主なスケジュールにつきましては、今日議案としてご決定いただけましたら、3月21日からパブリックコメントを実施し、本年5月の教育委員会で決定後、6月の区議会文教委員会への報告を予定してございます。

改定案における説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

伊井委員 2点お伺いしたいと思います。1つは、SSWの活用ということを先ほど説明ございましたけれども、小・中と両方にとということであれば、人数とのバランスというか、かなり突っ込んだところまで相談に乗ったり、寄り添っていったりということがあるかと思しますので、その辺の相談事とそれからSSWの方々の人数の実施状況というか、それと今後の見通しについてお伺いできればと思います。

特別支援教育課長 SSWにつきましては、現在8名でやっておりますけれども、今後は10名で済美教育センターのSATに3名、7名を教育相談ということで、学校からの連絡についてはSAT、また、教育相談に入った依頼に関しては特別支援教育課のSSWが動いていくことで考えているところでございます。そうしたところで、その情報に合わせて適切に対応していくことで考えてございます。

伊井委員 SSWに限らず、もう少し幅広い立場からいろいろな方々がかかわって、解決に向かって相談に乗っていくという解釈でよろしいでしょうか。

特別支援教育課長 はい。スクールソーシャルワーカーは、直接訪問以外にも福祉の専門職として関係機関との連携を図る要となる職員となり

ますので、そういったところでいろいろな支援を使いながら支援していくことで考えてございます。

あわせて、教育相談では心理職もおりますし、また学校のスクールカウンセラー、そういったところの連携を取りながら支援していきたいと考えてございます。

伊井委員　すごくいろいろな環境の子が多くなって、環境もそうですし、複雑化していると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

對馬委員　今年度からでしたか、副校長の校務支援員の制度が始まったと思いますが、学校で現状どんな感じなのかということと、さらにそれを拡充していくようなことがビジョン推進計画の中に入っていると思いますが、そのあたり現状どうなっていて、どのように評価して増やしていくことにしたのかを教えてください。

教育人事企画課長　現在、副校長校務支援員ですけれども、小学校に10校、中学校に6校配置しております。実際に具体的な中身といたしましては、勤怠関係の帳簿の整理だとか、あとは学校に来る調査等について本来副校長がやるべきものを集計して手伝ったりとか、今、実際に行っています。

副校長本人からも事情を聞いているのですけれども、来ていただいてそういう仕事を手伝っていただいたり、実際に支援員さんに仕事の順番とか方法とかやり方とかも聞けるし、それからちょっとした悩みの相談とかも聞いてもらえることで、支援員は教育管理職経験者ですのでそこら辺のアドバイスもできるということで、非常に好評であります。

この後、次年度も同じく小学校10校、中学校6校で引き続き支援をしてもらうことになっております。

對馬委員　次年度も小学校10校、中学校6校というのは、今年入っている学校と同じ学校に継続ということでしょうか。

教育人事企画課長　課題校は実際には変わっていきますので、また同じ学校の方もいますけれども、基本的には別の学校に行つて支援する形になります。

事務局次長　教育人事企画課長からお答えしたとおりなのですが、毎年度各学校の実情を校長・副校長とヒアリング等できちんと把握した上で、適宜、適材適所のところに配置して学校を支援していくスタンスで今後もやっていきたいと思っています。

なお、補足ですけれども、これは先般、東京都が報告しました東京都におけるチーム学校の検討委員会の報告書の中でも、こういった杉並の副校長校務支援員の取組なども踏まえて副校長支援のあり方という問題提起がまとめられたところであって、今後、東京都においても具体的な支援が広がっていくのではなかろうかと考えているところです。

折井委員 目標Ⅰの取組内容8の、新学習指導要領等への対応で、具体的には23ページに当たりますけれども、対応していきますということですが、もう少し詳しく、いつまでにどのような内容でどのような対応をなさっていくのかをお聞かせいただけますでしょうか。

統括指導主事（大島） 新学習指導要領は、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施となります。平成29年度中に、平成30年度からの移行措置、一部実施の内容が国より示されますので、その内容を踏まえて、指導計画とか評価計画等、またそれに対応していくための教員の資質向上など、総合的に準備してまいりたいと考えております。

なお、道徳につきましては、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から、「特別な教科道徳」として全面実施となります。既に内容については、学校で行っているところですが、道徳の評価について平成29年度は小学校、30年度は中学校の教育課題研究指定をして、その成果を各学校に広めて全面実施に備えてまいりたいと考えております。

伊井委員 就学前プログラムについてですけれども、成田西子供園の研究発表とか、ほかの取組を拝見させていただいて、すごく前向きに感じられるところがあるなと思っております。

今、どういう段階なのかをちょっとご説明いただけたらありがたいなと思います。

就学前教育担当課長 杉並区立子供園育成プログラムの件でよろしいでしょうか。

伊井委員 はい。

就学前教育担当課長 このプログラムですけれども、幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえて、杉並区独自の子供園として教育・保育を実施する上の指針とするために、平成22年2月に策定されました。

今回の改定ですけれども、平成30年度から実施されます新しい幼稚園教育要領及び保育指針の内容を反映させるとともに、先ほどの成田西子供園もそうですが、これまでの各園での取組を踏まえて、年齢別の年間

指導計画の例を充実させた内容を図っていくつもりでございます。

教育課題研究指定の取組ですけれども、来年度は高井戸西子供園で11月に発表を行います。学びに向かう力ということで、子どもたちの遊びの充実をぜひ図っていきたいと考えております。

伊井委員 今後、毎年研究発表が行われる方向性でしょうか。

就学前教育担当課長 そのとおりでございます。2年間の研究をその都度、毎年発表していきます。

伊井委員 ありがとうございます。

對馬委員 26ページの学校法律相談の実施は、これは新しい事業かと思えますので、これについてもうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

庶務課長 こちらにつきましては、学校が直面する複雑化、多様化している問題、例えばいじめとか保護者との問題がかつてよりさらに複雑化してきて、学校だけで解決が難しくなったりとか、解決するのに非常に時間を要することが多くなってまいりました。

そうしたことから、杉並法曹会と委託契約を結びまして、弁護士からこうした法律的な問題に対するアドバイスを直接もらうことができる制度としています。

具体的には、校長や副校長が法律問題について相談をしたいときに、その学校を担当する弁護士さんに電話等で気軽に相談できるような仕組みでございます。

また、校長や副校長と保護者等が面談する場合、必要であれば担当弁護士がそこに同席して、法的な見解を説明するなど可能にしてございます。

また、こうした杉並の実例ですとか、他の自治体の実例などをテーマに、校長等を対象に弁護士が研修を行うことも実施してまいりたいと思います。

折井委員 関連した質問なのですが、ということは、この学校法律相談というのは学校側、学校の管理職ですとか先生方が相談する場所という理解でいいのでしょうか。保護者が法律相談をしてもらうことではないということですね。

庶務課長 あくまでも学校が気軽に相談できる制度でございます。

事務局次長 ただ今の学校法律相談ですけれども、庶務課長からご説明し

たとおり、学校でそういったことに対して専門家から助言を受けられることは意義があることだと思っています。大切なのは、学校だけが弁護士等と連携しながら対応するのではなくて、その情報はその都度、教育委員会事務局と済美教育センターでも同時並行で共有することとしております。

私ども教育委員会でも、必要に応じて共に考えていき、あるいは対応を役割分担しながらやっていくことも当然のこととして考えております。なかなか予測ができない時代になってまいりますから、こうした取組の事例を個人情報に十分配慮しながら必要な共有を図って、組織的な対応力を高めていくことを支援していきたいと考えているところです。

折井委員 4ページの目標Ⅰの、計画の指標とかでパーセントという数値的な目標値とか、そういう数値的なものを設定したということだったのですけれども、ここはどのように行ったのでしょうか。その背景を教えてくださいいただけますでしょうか。

庶務課長 これは、基本的に過去5年間の数値を見まして、その伸び率ですとか平均値などを考慮したことが1つと、それからこのビジョンの10年計画の折り返しになりますので、残りの期間加速化していくために、単に平均率を上乗せしたのではなくて、各所管と調整しながらそれ以上に頑張っ、でもここまではいけるだろうというところで実現可能なぎりぎりの数値を出したところでございます。

伊井委員 今の折井委員のご質問に関連して、例えば計画の実施内容で、20ページとかになりますと28年度末、それから29年度でかなり細かくプログラムが設定されていて、本当に地に足をつけて進めていただけたのだなと、これ1冊で確認できて私はすごく安心するというか、前向きに考えられるなと思っています。

今年の研究発表の中でも、松ノ木小だったのですけれども、おもしろい算数、わかる算数、できる算数の研究課題ということであった研究発表です。地道な身近なことで研究発表、それから取組がなされていて、それにまた先生方が分科会のワークショップを持ってという。研究発表の内容もすごく工夫されてきているなど実感いたしました。

これから計画を進めていかれる中で、子どもたちのためにますます工夫を進めていただけたらありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

済美教育センター所長 今、研究発表のお話をいただきましたけれども、昔は研究事業をやって講演会みたいな、偉い先生が来て1時間話をして帰るといふ発表会が非常に多く、いわゆるスタンダードでありました。

しかしながら、学校が自分たちで研究したことを自分たち教員が発表して、そして分科会形式にして身近なところでご意見やご質問をいただく場をつくるように、済美教育センターとしても指導しておりますし、研究発表は少なくともそういう形で今、変わってきていると。いわゆる大上段で構えているような研究発表ではなく、委員ご指摘のように本当に地に足をつけた発表ができていますものと思っておりますし、これからもそうしてまいりたいと思います。

折井委員 同じく20ページの、学力・体力向上の支援で、外国語教育の充実というところでちょっとお伺いしたいのが、28年度末から29年度、30、31とありますけれども、全てALTの配置、小中学校全校と同じ内容がそのまま書かれているのです。これは、一度配置したのでそのまま続きますよということでしょうか。それとも、何らかの変化が経年であると理解すればいいのでしょうか。

済美教育センター所長 32年度の小学校の完全実施に向けて、段階的に実数を増やしていくことが必要であるとは考えています。ただ、具体的な実数については次年度検討し、つまりまだ予算の見通しがあるわけではございませんので、29年度に方針を決定し、30、31と実施していきたいと考えております。

伊井委員 36ページの目標「誰もが学び続け、その成果を活かせる地域づくりを進めます」ということで、現在様々にこのような取組が行われていると思うのですけれども、その成果を活かせる地域づくりということ、誰もが学び続けというところにすごく魅力を感じるのです。

現在、すぎなみ大人塾など割合長年にわたって開催されておりますが、ここから地域が支える学校につながっているようなことは、今までにもあるのでしょうか。

生涯学習推進課長 大人塾の0B、卒業生の方が、杉七小で事業を展開したりとか、あと、学校だけではなくて特養なんかの施設で事業を展開したりということ、大人塾の卒業生が新たな地域の担い手になっているケースは実際に幾つもございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

教育長 教育ビジョンのちょうど折り返しの年度になるわけです。こういう行政評価の難しいところは、到達可能な数値目標、例えば学校を3つつくると言ったら3つつくれば目標を達成したことになるわけだけけれども、一方で満足度とか参加率とか充足度に対する評価とかいろいろな目標に挙げられている数値の内実が統一しにくいところがあって、この間、外部評価を受けたときに常に指摘されるのはその点だったのです。なるべく評価可能な指標にしていく努力をしていくと同時に、逆に感覚的な部分というか、満足度のようなもの、ある意味感覚的という失礼かもしれないけれども、言ってみれば何を持って満足とするのかは、数値で測るのはかなり難しいわけで。

そういうものを組み合わせてどう評価していくのかは今後研究していく必要もあるし、方向性としてはなるべく計測可能な数値にしていくことだろうと思うのです。

ただ、計測可能な数値にしていくと、やったかやらないか、できたかできないか、10のうち3個できたのかとなってくると、内実を適切に反映しているかというところとそうでもないという、そういういろいろな難しい側面を持っているので、この計画の到達目標のようなものを、逆に目標そのものをどう評価していくかということも、今後検討していく必要があると思います。

特にこの20年近く、いわゆる行政においても学校においても、目標の数値化が問われて取り組んできているけれども、無用な数値化は避けていく必要があるし、逆に数値化することによって明らかにしていかなければならないところでそれがまだされていないとすれば、それをしていかななくてはいけないし。いずれにしても取り組んできた仕事がどこまでできているのかということは、適切な指標を設けてその評価を可能にしていく努力はこれからもしていく必要があると思います。

今回はビジョン推進計画をつくるに当たって、大きく評価の指標であるとか、具体的に何をしようとしているかについて、かなり見直した跡が見られるわけで。ぜひその辺、今後の実施と評価がうまく機能していく取組をしていく必要があると思います。

事務局次長 先ほど、折井委員からもあったのですが、今、教育長からご指摘のあったところ、例えばまず4ページの目標Iです。ここは、4ページの指標のうち、これまでの現行計画では下3つを掲げていたの

です。しかし、この目標Ⅰの柱の中には、やはり小中一貫教育の推進という大きな我々の杉並の教育のアイデンティティとも言えるものがあるわけです。そういったことも踏まえて、今回一貫性のある指導が行われていると感じる子どもの割合というものを入れたということでございます。

それと次、6ページの目標Ⅱですけれども、ここについてはこれまで一番上と一番下の指標しか掲げていなかったのです。しかし、ご覧のとおり目標Ⅱの取組の中では、区費教員の効果的な配置・活用だとか、あるいは学校の状況に応じた補助教員の配置だとか、そういうきめ細やかな教育体制のことが入っているわけです。そんな視点で、真ん中の「個に応じた指導」をここに持ってきて整理し直したということでございます。

次に、8ページの目標Ⅲですけれども、ここも今まで指標としては1番目、3番目、4番目しかなかったのですが、目標Ⅲの柱の中には、去年私どもが小学校で重大事態の報告をさせていただきましたけれども、いじめの問題も大きな柱として取組の重点としてあると。そういったことも踏まえて、いじめの解消率もきちんと指標に掲げたと。

全体として、今、教育長におっしゃっていただいた、この間の法に基づく点検・評価だとか、区としての外部評価だとか様々なご指摘も踏まえて、計画の取組により整合するような目標、指標を設定しましたが、まだまだ100%ではないので、今後もそういうところを不断に見直していかなければいけないと考えているところです。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 よろしいようでしたら、議案の採決を行います。議案第41号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第41号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第27、議案第42号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の再指定について」を上程いたします。

学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 議案第42号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の

再指定」につきまして、ご説明いたします。

議案を1枚おめくりください。杉並区学校運営協議会規則第2条におきましては、第1項で学校運営協議会を置く学校といたしまして、小中学校、特別支援学校を指定することができる旨を規定しまして、こちらに記載の9校につきましては平成25年4月から、地域運営学校（コミュニティ・スクール）として指定しているところでございます。

この度、平成29年3月31日をもちまして、同条第3項に規定いたします、指定期間の4年が達することになりますことから、改めまして平成29年4月1日から平成33年3月31日までを地域運営学校（コミュニティ・スクール）として再指定するものでございます。

この9校の当初の地域運営学校指定年月日、及び現在の地域運営学校の指定状況につきましては、参考資料を3枚目に添付させていただいておりでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。なお、この件に関しまして、現在国会におきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等の法案が審議されているところでございまして、学校運営協議会に関わる規定の改正が予定されております。

こちらの法律の改正につきましては、概して、杉並区がこれまで取り組んできた流れに沿いまして、全国的な展開を図るといったことのために実施されるものであると理解しているところでございます。

主な改正内容といたしましては、まず1つ目でございますけれども、学校運営協議会の設置につきましては、これまで置くことができるという規定でございましたけれども、置くように努めなければならないと努力義務化されるということでございます。このことに伴いまして、教育委員会規則で定める事項からは指定の期間ですとか、指定取消の手續等の文言が削られる予定でございます。

また、学校運営協議会の協議事項といたしましては、これまでの学校運営に関することに加えまして、「学校運営の支援に関すること」という文言として位置付けられております。また、学校運営協議会委員に任命する者といたしまして、社会教育法に新たに定められます、地域学校協働活動推進員などの当該校の運営に資する活動を行うものが加えられるということなどが予定されているところでございます。

こちらの法案につきましては、平成29年4月1日の施行を予定してい

るところでございまして、法律が成立し公布されましたら、これにあわせまして杉並区学校運営協議会規則の必要な改正をお願いする予定でございまして。

私からは以上でございまして。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましてでしょうか。

對馬委員 杉並はコミュニティ・スクールを大分先駆けてやっていると思います。この9校についても2期目、3期目の指定になっていると思います。それぞれの学校で違うとは思いますが、課題があるとしたらどういうことか、教えていただけますか。

学校支援課長 学校の指定回数が進んでまいりまして、委員の任期の回数も2期目、3期目となってまいりますと、そこで任期の上限に達してしまう。3期、4期、5期という形で今、上限が定められてございましてけれども、こちらは今後いかにスムーズにその先で回していくか、学校にご協力いただける方をどうやって掘り出して、協力の裾野を広げていくかが一番大きな課題かな、継続性が課題かなと考えております。

教育長 今の、国で改正が進められているその法案の基本的な部分というのは、当初、学校運営協議会（CS）を学校経営のガバナンスを重視して、私学理事会方式というか、イギリス型を求めていたのだけれども、これが現状にそぐわないということです。当たり前の話なのですが、特に学校を経営していく側面を重視していくと、なかなか地域からの理解を得られない。杉並が取ってきた方法は、教育委員会が指定して強制してやらせるという形ではなくて、地域が成熟していったら、そういう方向を選んでいくという合意が形成されれば、そこをCSに移行していく方法だったのです。

今回の国の方法は「できる規定」から「努力義務規定」には変わるけれども、いっとき主流であった全校をCS化していく方向ではなくて、地域が力量を蓄えて学校の支援をしていく、あるいは学校の経営に関わっていく合意が形成されたら、それに移行していきこうということを制度上も文言の中に入れ始めて、その一番いい例が学校を支援するという、つまり学校運営協議会の役割の中に今まで学校を支援するという項目はなかったのですが、今回「学校を支援する」という文言が入ったのです。ですから、学校支援本部型といわゆる旧来の地域運営学校型を融合させ

て、どちらかという地域になじみやすい学校の教育活動や子どもの成長を支援していくところで合意を形成していくと。そして、学校の運営協議会の仕事の中にも、それを1項目入れていくと。

さらに、社会教育法を改正して、先ほど課長から説明のあった地域学校協働活動推進員を法制化して、その人をメンバーに入れていこうと。つまり、学校と地域をうまく取り結ぶことができる人も制度的に確保していこうという方向になってきたわけですね。

ですから、単に学校を私学の理事会型で経営していくやり方ではなくて、私はむしろ地域の教育力を学校運営活動にどう取り組んでいったらいいのかという方向に変わっていくべきだと思っていますし、かくあるべしという形で指定して、そうやりなさいということではなくて、杉並がこの間とってきたように、できることからできることをやっていくと。そのためにはみんなの合意が必要であると。この方向は、杉並としては法律が変わっても不自由や制約を受けるものではないと判断しています。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第42号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第42号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第28、議案第43号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。

スポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 それでは、私から議案第43号につきまして、ご説明申し上げます。

1枚おめくりください。杉並区の体育施設につきましては、体育や社会教育の振興を図る目的でスポーツ振興課が管理運営を行っているところでございますが、本年4月1日からスポーツに関する事務を区長が管理し、及び執行することとなることに伴いまして、教育財産としての用途を廃止するため、当議案を提出するものでございます。

用途を廃止する財産でございますが、杉並区高円寺体育館ほか12施設でございます。施設所在地、種類、数量については当該ページから裏

面にわたりまして記載のとおりとなっております。

また、記載の財産につきましては、平成29年3月31日に用途を廃止して、経理課長に引き継いでまいります。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第43号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第43号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、引き続き報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 それでは私から、学校運営協議会委員の任命について、ご報告させていただきます。

資料は3枚でつづっているところでございます。杉並区学校運営協議会規則第3条第1項に基づく委員の任命でございます。記載のとおり、多くの学校にわたるのでございますけれども、先ほどの指定期間が切れる9校を含めまして、あるいはこの間に委員の任命期間が2年でございますのでその2年が途切れるところ、あるいはこのタイミングで委員を公募等いたしまして、新たに4月1日から委員として任命させていただく方、それぞれ合わせまして137名にわたるのですけれども、記載のとおり4月1日からお願いする形で考えているところでございます。

一般的には2年でございますので、委員の任命期間の終期といたしましては平成31年3月31日になりますが、先ほどご説明申し上げましたように、学校運営協議会としての指定期間の部分について、まだ法改正、規則改正がされていないところがございますので、一部の委員の方につきましては、現在の指定期間の終期が委員の任命の周期という形でご報告させていただいている方も数名ございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

伊井委員 今回は9校で、先ほどもありましたが4月1日からということでございますが、任期の切れ目も10月にあると思うのです。時期的なもので、1月に入ったりとかちょっと違ったところで学校評価とかやりますよね。あのあたりに任期の交代とかがあった場合に、学校評価の内容に対して、なったばかりでなかなかわかりづらいとか、ちょっと難しい部分があるかもしれないのかなと思うのです。今後、指定の時期と開始時期に関しては、その地域でどんな方を探せるかとか、探す時期とか、発足するのに学校のいろいろなタイミングがあると思いますので、そのあたりは調整していただくといいのかなと思いました。よろしく願いいたします。

学校支援課長 確かに、これまで10月に開始したとか4月に開始した、中には1月に開始したことがございますので、それが2年ですとか4年の流れの中で、あるいは欠員を補充したタイミングでそういったことも出てまいります。

私どもも新規のところばかりではなく、もともとのCSに指定されているところも含めまして、学校の実情あるいは地域の実情については、先ほど委員の任命替えみたいなお話もさせていただきましたけれども、そういったことも含めまして継続性ということにつきまして、情報交換しながらやらせていただいているところでございます。ただいまご指摘いただいたことを踏まえまして、これまで以上に学校と密に連絡を取りながら進めさせていただければと考えてございます。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

對馬委員 公募で2期目、3期目の方が結構いらっしゃるようですけれども、公募の場合の2期目、3期目はそのたびに募集をかけて応募して、また面接なりをしてその方をお願いすることになるのか、それとも1期やった人はまたよろしくねという形につながっているのですか。

学校支援課長 今のお話しですと、後半のところでございますが、学校運営協議会といたしまして、また、ご本人もそうですけれども2期目、3期目とやっていきたいと、そういったことの意向を踏まえまして2期目、3期目と更新という形を取らせていただいております。ただ、もちろん

ん、3期終わりましたら改めて公募はやらせていただいております。

對馬委員 2期目、3期目に関しては、今までやっていた方はお願いできる方はそのままお願いしているということで。そうすると公募といっても、公募枠に入っているというだけで、人数が足りている学校に関しては公募をかけていない場合もあるということですよね。

学校支援課長 そのとおりでございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項2番「平成28年度優れた『早寝早起き朝ごはん』運動の推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について」、引き続き学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 平成28年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかります文部科学大臣表彰が決定されましたので、ご報告させていただきます。

同運動の推進に係る表彰に、三谷小学校で取り組んでございます、「上井草健康推進地区連携事業」が選ばれましたので、報告するところでございます。

こちらの表彰の趣旨でございますけれども、子どもたちの健やかな成長のために実施される早寝早起き朝ごはん運動など、こういった活動のうち、内容が特にすぐれ、地域全体の普及効果が高いと認められる活動を文部科学大臣が表彰するものでございます。

今般の表彰に当たりましては、全国で63活動、東京では2つの活動が選ばれたところでございます。

表彰理由につきましては、早寝早起き朝ごはん運動の効果が表れていることとか、そういった運動の意義、健康教育に関する情報が広まっている、地域全体の健康づくりの気運醸成に寄与している、加えまして、保護者・地域の協力が進んでいる、イベントの充実した活動が行われているといったところが表彰理由とされたところでございます。

表彰式の日時は、3月17日、本日まさにただいま行われているところでございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 では、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ござい

ますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項3番「高円寺地域における小中一貫教育校の新校名及び小中学校名について」、学校整備担当部長からご説明いたします。

学校整備担当部長 高円寺地域における小中一貫教育校の新校名及び小中学校名につきましては、平成31年度に開校を予定してございます。その新校名及び小中学校の名について、高円寺地域におけます新しい学校づくり懇談会の意見を踏まえまして、候補名を選定いたしましたのでご報告いたします。

まず、1番の検討経緯でございますが、懇談会におきまして通学区域内の居住者などを対象とした実施アンケート結果を踏まえて、新校名と小中学校名に関して選定したものでございます。

次ページをご覧くださいと思います。ここに、アンケートの詳細等をまとめてございます。まず1個目、新校名・小中学校名のアンケートの実施でございますが、杉並第四小学校、杉並第八小学校及び高円寺中学校の通学区域内にお住まいの方、また3校に在学している方を保護者を含めましてアンケートの対象としてございます。

募集期間でございますが、平成28年11月25日から12月22日まで実施してございます。

周知方法でございますが、校名アンケートの配布ということで、募集対象地域約2万2,000世帯の戸別配布をいたしました。それから、在校生に生徒用アンケート用紙を配布して、500名を対象にアンケートを実施いたしました。それから、高円寺駅、新高円寺駅など各駅のスタンドに配置してございます。

募集方法でございますが、後ほど組み合わせのご説明をいたしますけれども、懇談会で選定いたしました新校名、小学校と中学校の総称名と、小中学校の6つの組み合わせの中から最もふさわしいものと思われる組み合わせを、アンケートを取ったものでございます。

次に、2の新校名・小中学校名のアンケート実施でございますけれども、応募総数が361件ございまして、その内訳で有効数が336件、無効数が25件でございました。

組み合わせ案の応募数の結果でございますが、下の（２）でございます。パターンのには、①から⑦までありましたけれども、右側、有効応募数約170件、51%を占めました①がアンケート結果では多かったということでございます。

それでは、元へ戻りまして1ページ目でございます。2の検討結果でございますが、懇談会といたしましても、地域の声を尊重することを意見として集約いたしました。そこで、区といたしましても新校の候補名を小学校と中学校を総称する新校名は高円寺学園、小中学校名を高円寺小学校、高円寺中学校といたしたいと思っております。

この結果につきましては、懇談会ニュースを発行するとともに、ホームページや区議会にも報告し、広く周知してまいる予定でございます。

3の、今後のスケジュールでございます。開校前年度、平成30年度に、学校設置条例の改正によりまして小中学校名が確定いたしまして、それを受け、小中学校を総称して高円寺学園とする杉並区立学校の管理運営規則に改正することとなります。その後、31年、予定の建設工事が進行して、31年4月に小中一貫校の新しい学校を開校する予定でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、引き続きまして、報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、平成29年2月分の共催・後援名義使用承認について、ご報告いたします。

2月分の合計は、全部で23件でございます。定例・新規の内訳は、定例が22件、新規が1件でございます。共催・後援の内訳は、共催が6件、後援が17件となっております。

新規の1件でございますけれども、2ページをご覧ください。新規の後援で、団体名は京都産業大学とNPO法人アイデア創発コミュニティ推進機構、事業名は質問づくり、ハテナソンワークショップでございます。

私からの説明は以上です。

庶務課長 では、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項5番「平成29年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私から「平成29年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、ご報告いたします。

平成29年度の杉並区立学校及び子供園の教育課程届につきましては、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に基づき、3月末日までに教育委員会へ届出を行うこととなっております。

これまで、2月の学校との相談日を経て、3月に届出の受付を行ったところです。学校及び子供園における学期及び休業日については、杉並区立学校及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認めるときは変更することが認められております。

初めに、学期についてでございますが、平成29年度は全ての学校、子供園において3学期制として実施いたします。

次に、休業日の変更についてでございますが、休業日を変更するのは子供園6園、小学校28校、中学校18校でございます。内容については記載のとおりでございます。

変更する主な理由といたしましては、子どもたちの活動の時間を増やすため、地域の行事等へ参加するためなどが挙げられております。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項5番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、報告事項6番「(仮称)就学前教育支援センターの基本設計と今後の取組について」、就学前教育担当課長からご説明いたします。

就学前教育担当課長 私からは、「(仮称)就学前教育支援センターの基本設計と今後の取組」につきましてご説明申し上げます。

この（仮称）就学前教育支援センターですが、杉並区実行計画等に基づき、区内の幼稚園、保育所等の就学前教育施設に対する教育的支援を総合的、一体的に展開する拠点として整備するものでございます。

この度、本センターの整備につきまして、基本設計がまとまりましたので、今後の取組とともにご報告申し上げます。

まず、基本設計の概要でございますが、基本設計ではセンターと移転・改築する成田西子供園を併設することを踏まえ、センター研修室と子供園ホール、センター資料室と子供園図書室、センター会議室と子供園会議室など可能な限り諸室を共用し、効率的な整備を図っております。

子供園の教育環境を考慮して、子供園保育室は1階に配置し、センターの主要諸室は2階としております。また、周辺住民の生活環境に配慮し、施設は敷地南西側に配置するとともに、可能な限り高さを抑えるため、地下1階、地上2階建てとしております。

規模及び主要諸室等につきましては、別添資料をご覧ください。敷地面積は、1,445.51平方メートル、建築面積は620.74平方メートル、延床面積は1,962.37平方メートルとなっております。

資料の2ページをご覧ください。形状につきましては、子供園の環境面・安全性を重視する観点から、保育室を1階に配置するために、園庭を囲うよう建物をL型にいたしました。

施設へのアプローチといたしましては、歩行者は敷地北側の五日市街道側からとしております。給食施設の搬入車両、センターへの相談者等の車両は、地下に駐車場を設置し、鎌倉街道側から出入りいたします。

園庭につきましては、地下建物の上部に設置されることによる建物の負担軽減及び園児の豊かな遊びの創出等を考慮して、人工芝施工を計画しております。また、屋上にも園庭を設置し、園児の遊び場や夏場のプール、屋上緑化などで活用していきます。

3ページをご覧ください。建物地下1階には、主に共用ホール、資料室兼図書室、子供園調理室等を配置しております。

4ページをご覧ください。1階は子供園の保育室や職員室及びセンターのエントランスとなっております。

続いて5ページをご覧ください。2階はセンターの主要諸室となっております。主にセンターの事務室、相談室が5室、プレイルーム2室、これらを一体的に使用できます。小会議室2室、これも一体的な使用を

考えております。これらを配置しております。

6 ページ以降は、立面図及び断面図を示しておりますので、ご覧ください。

1 枚目のレジュメにお戻りください。今後の取組につきましては、実施設計に際しまして周辺住民の意見等を踏まえ、必要な調整を図ってまいりたいと考えております。

また、保育者の資質能力向上に向けた研修や、発達障害児等への教育的支援のための巡回指導、幼児教育に関する調査や研究等のセンターの主要事業につきましては、私立幼稚園及び保育所等の関係者の意見を聞きながら、今後具体化してまいります。

さらに、センター開設にあわせて、現在の済美教育センター内における就学前教育推進体制の再構築を図ってまいります。

裏面をご覧ください。最後に、今後の予定でございますが、平成29年度は実施設計等を行い、平成31年度中の開設を目指していきたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 2点お伺いしたいのですけれども、屋上にプールとか園庭を置かれることで、当然考えていらっしゃると思うのですが、私が図面から読み取れないのですけれども、避難経路はどうなっていますかということと、地下に資料センター、図書室が用意されているようなのですが、地下に図書室を置いて水が流れ込んで水浸しになったところがあった気がいたしますので、そのへんの配慮がどうなっているかを教えていただけますか。

就学前教育担当課長 屋上からの避難経路につきましては、2ページのちょうど真ん中あたり、屋上の右側にありますけれども、こちらが子供園からの階段になっております。今後、実施設計に向けて多少変更があるかもしれませんが、外階段なり内階段なりで子どもたちが確実に園庭、また近くの場所に避難できるように工夫しております。

また、地下の図書室に関してですけれども、屋上のプールからの排水の設備等をきちんとした上で、水漏れ等がないように工夫して設計してまいりたいと考えております。

折井委員 すみません、屋上にお手洗いはないのですよね。プールがあって、屋上園庭がある。それで2階に就学前教育支援センターが入るので、屋上にはごさいませんで、そういうふうに使っていただくか。これは子どもたちがもしも屋上にいて、トイレに行きたいとなったときには、どこを使うのでしょうか。

就学前教育担当課長 一番近いトイレが、やはり1階の子供園まで戻りません。屋上にはごさいませんで、そういうふうに使っていただくか。これは子どもたちがもしも屋上にいて、トイレに行きたいとなったときには、どこを使うのでしょうか。

折井委員 要は区別があって、2階には基本的に子どもたちは入らないということですか。

就学前教育担当課長 そのとおりでございます。

折井委員 お手洗いが間に合わないことがないように。正直、ちょっとここは厳しいかなと私は思っています。子どもたちはそんなに我慢できないので、プールに入っているときは特にそうなのです。

教育長 必要ですよ、必要。1階までおしっこ行っておいでなんて、行く途中で漏れてしまうよ。

就学前教育担当課長 2階の就学前教育支援センターとは基本的には分離しているのですけれども、緊急の場合には通路はありますので、先生と一緒に間に合わないときに行くことは可能だと考えておりますが、今後屋上部分の設計の変更等についても検討してまいります。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項6番につきまして、以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がありましたらどうぞ。

庶務課長 次回の日程でございますが、4月12日水曜日、午後2時から、定例会を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、続きまして、議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第2、議案第17号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは説明させていただきます。この議案は、児童福祉法の一部改

正に伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明いたしますので、議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。規則で引用する児童福祉法の規定におきまして、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成29年4月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第17号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第17号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

これで28年度の教育委員会は最終回ということですね。新しい年度に入ってきますけれども、1年間ご苦労さまでした。新年度、4月12日ですね。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。